

|   |   |
|---|---|
| 件名  | 愛媛県感染症診査協議会条例等の一部を改正する等の条例                                      |
| 主管課   | 健康増進課   |
| 根拠法令等   | 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律（平成18年12月8日公布、平成19年4月1日施行） |
| 【改正の概要】   |   |
| <p>1 愛媛県感染症診査協議会条例の一部改正<br/> 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律が施行されることに伴い、結核診査協議会を感染症診査協議会に統合し、組織を見直す。</p> <p>(1) 協議会の統合<br/> 保健所ごとに設置されている感染症診査協議会（四国中央・西条・今治・松山・八幡浜・宇和島の6か所）と結核診査協議会（県全域で1か所）を1協議会に統合し、名称を「愛媛県感染症診査協議会」とする。</p> <p>(2) 組織、委員の人数・構成の変更<br/> 臨時委員を置くことができることとする。<br/> 委員定数 感染症診査協議会「5人以内」×6か所 } 「35人以内」<br/> 結核診査協議会「5人」<br/> 委員に、法律に関し学識経験を有する者を追加する。</p> <p>(3) 分科会の設置<br/> 結核診査の専門性、診査件数から、協議会に感染症分科会と結核分科会を置く。</p> <p>(4) 部会の設置<br/> 地域の特性を重視し、機動性を確保するために、保健所ごとに部会を設けることができることとする。</p> <p>(5) 庶務<br/> 感染症の診査に係る庶務は、診査案件を擁する保健所（結核診査は松山保健所）において処理する。</p> <p>2 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正<br/> 訪問指導業務の根拠法令が改正されたことに伴う引用条項の規定整備<br/> 第57条「結核予防法（昭和26年法律第96号）第25条の規定に基づく訪問指導業務」<br/> 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第53条の14</p> <p>3 愛媛県執行機関の附属機関設置条例の一部改正<br/> 結核が感染症に含まれたことに伴い、結核を含む一般傷病の審査を行っている「愛媛県教職員結核審査委員会」を「愛媛県教職員健康審査委員会」に改称し、担任する事務を明確にする。</p> <p>4 愛媛県結核診査協議会条例の廃止</p> |   |
| 施行日   | 平成19年4月1日   |
| 【その他参考事項】   |   |
| <p>1 結核入院の診査について、当初の72時間までは診査会の議決を経ることなく応急的に入院の勧告・措置が行えるが、それ以後の入院延長については、あらかじめ診査会の意見聴取を要することとされた。協議会招集による診査が原則であるが、一定の要件を満たす場合は、委員長（又は医師一人）の了承を得た上で、その後最初に開催する協議会において改めて診査を行う方法に簡素化しても差し支えないこととされている。</p> <p>2 結核診査協議会（月2回開催）の意見聴取件数<br/> 平成16年度 88件（月平均7.3件）<br/> 平成17年度 77件（月平均6.4件）<br/> 平成18年度（1～11月） 74件（月平均6.7件）</p> <p>3 感染症診査協議会の意見聴取件数<br/> 平成16～18年度 1件（疾病分類の変更により、年間12件程度が見込まれる。）</p>  |   |